

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(課税価格の決定方法の適用順序等)</p> <p>4~4の8 1 法第4条から第4条の8まで((課税価格の決定方法))の適用順序等は、次のとおりである。</p> <p>(1) 法第4条から第4条の4まで((課税価格の決定の原則、同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定、国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定、特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))は、輸入貨物の課税価格の計算方法を具体的に規定したものであり、各条の適用順序は、当該各条の順による。</p> <p>なお、法第4条の2((同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定))を適用する場合において、同種の貨物に係る取引価格と類似の貨物に係る取引価格の双方があるときは、同種の貨物に係る取引価格が優先し、また、法第4条の3((国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定))を適用する場合において、輸入者が要請するときは、同条第2項((製造原価に基づく課税価格の決定))の規定は、同条第1項((国内販売価格に基づく課税価格の決定))の規定に優先して適用することとなる。</p> <p>(2) 法第4条の5((変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定))及び法第4条の6((航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例))は、法第4条から第4条の4までの規定により課税価格を計算する場合において、輸入貨物がこれらの条に規定する変質若しくは損傷に係る貨物、航空運送貨物又は輸入者等の個人的な使用に供される貨物であるときは、これらの条に規定する調整を行つて当該貨物の課税価格を計算することを規定したものである。</p> <p>(3) 法第4条の7((価格の換算に用いる外国為替相場))及び法第4条の8((政令への委任))は、それぞれ、外国通貨により表示された価格の本邦通貨への換算に用いる外国為替相場及び課税価格の計算に関する必要な事項についての政令への委任について規定したものである。</p> <p>(一般的に認められている会計原則の使用等)</p> <p>4~4の8 2 法第4条から第4条の8までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合の取扱いは、次による。</p>	<p>(課税価格の決定方法の適用順序等)</p> <p>4~4の8 1 法第4条から第4条の8まで((課税価格の決定方法))の適用順序等は、次のとおりである。</p> <p>(1) 法第4条から第4条の4まで((課税価格の決定の原則、同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定、国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定、特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))は、輸入貨物の課税価格の決定方法を具体的に規定したものであり、各条の適用順序は、当該各条の順による。</p> <p>なお、法第4条の2((同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定))を適用する場合において、同種の貨物に係る取引価格と類似の貨物に係る取引価格の双方があるときは、同種の貨物に係る取引価格が優先し、また、法第4条の3((国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定))を適用する場合において、輸入者が要請するときは、同条第2項((製造原価に基づく課税価格の決定))の規定は、同条第1項((国内販売価格に基づく課税価格の決定))の規定に優先して適用することとなる。</p> <p>(2) 法第4条の5((変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定))及び法第4条の6((航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例))は、法第4条から第4条の4までの規定により課税価格を決定する場合において、輸入貨物がこれらの条に規定する変質若しくは損傷に係る貨物、航空運送貨物又は輸入者等の個人的な使用に供される貨物であるときは、これらの条に規定する調整を行つて当該貨物の課税価格を決定することを規定したものである。</p> <p>(3) 法第4条の7((価格の換算に用いる外国為替相場))及び法第4条の8((政令への委任))は、それぞれ、外国通貨により表示された価格の本邦通貨への換算に用いる外国為替相場及び課税価格の決定に関する必要な事項についての政令への委任について規定したものである。</p> <p>(一般的に認められている会計原則の使用)</p> <p>4~4の8 2 法第4条から第4条の8までの規定により輸入貨物の課税価格を決定するに当たつては、適用条項に関連する国(又は地域)において一</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 法第4条から第4条の8までの規定により輸入貨物の課税価格を計算するに当たっては、適用条項に関連する国（又は地域）において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を使用するものとする。したがって、例えば、法第4条の3第1項第1号に規定する「通常の利潤及び一般経費」の計算に当たっては、本邦において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を使用し、また、法第4条の3第2項に規定する「通常の利潤及び一般経費」の計算に当たっては、輸入貨物の生産国において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を使用するものとする。また、法第4条第1項第3号口((課税価格に含まれる工具等に要する費用))に規定する工具等であって本邦において生産されたものの額の計算に当たっては、本邦において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を使用するものとする。</p> <p>(2) 法第4条から第4条の8までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、その前提となる事実の認定は、真実の契約関係に基づいて行うものとする。なお、真実の契約関係は、一義的には輸入者により提出された資料を使用して判断するものとするが、当該資料が真実の契約関係を正確に示していることについて疑義がある場合には、当該疑義の内容を当該輸入者に対して説明のうえ補足説明及び追加資料の提出を求めるものとし、当該補足説明及び追加資料並びにその他の客観的な資料に示されている個別的な事情を総合的に勘案して判断するものとする。</p>	<p>一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を使用するものとする。したがつて、例えば、法第4条の3第1項第1号に規定する「通常の利潤及び一般経費」の決定に当たつては、本邦において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を使用し、また、法第4条の3第2項に規定する「通常の利潤及び一般経費」の決定に当たつては、輸入貨物の生産国において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を使用するものとする。また、法第4条第1項第3号口((課税価格に含まれる工具等に要する費用))に規定する工具等であつて本邦において生産されたものの額の決定に当たつては、本邦において一般的に認められている会計原則に適合する方法で作成された資料を使用するものとする。</p>
<p>(輸入取引の意義及び取扱い)</p> <p>4 1 法第4条((課税価格の決定の原則))に規定する「輸入取引」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「輸入取引」とは、原則として、貨物を外国から本邦に向けて輸出することを目的として行われたときの売買をいい、当該売買は、通常、輸出国（又は第三国）の者と本邦に居住する者との間又は本邦に居住する者の間で行われるものであるが、外国から本邦への当該貨物の輸出を現実にもたらした売買であることを要する。</p> <p>なお、加工貿易による逆委託加工貿易取引により外国において加工された貨物が輸入される場合には、加工貿易を対価として当該貨物の売買</p>	<p>(輸入取引の意義及び取扱い)</p> <p>4 1 法第4条((課税価格の決定の原則))に規定する「輸入取引」とは、原則として、貨物を外国から本邦に向けて輸出することを目的として行われたときの売買をいい、当該売買が輸出国（又は第三国）の者と本邦に居住する者との間又は本邦に居住する者の間で行われたものであるか否かは問わないものとする。</p> <p>次に掲げる場合は、それぞれ以下のとおり取り扱うものとする。</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>が委託者（買手）と受託者（売手）との間で行われたものとみなし、当該取引を輸入取引とする。</p> <p>(2) 輸入貨物について複数の売買が行われている次のような場合は、それぞれ以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ 貨物が外国から本邦へ輸出される前に当該貨物を本邦へ向けて輸出する目的で複数の売買が行われた場合には、当該貨物の本邦への輸出を現実にもたらすこととなつた売買を輸入取引とする。例えば、次のような場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>(1) 外国の卸売業者と本邦の居住者（以下(1)において「甲」という。）との間で貨物を外国から本邦へ向けて輸出することを目的とした売買契約が締結された後、甲と本邦の甲以外の居住者（以下(1)において「乙」という。）との間で当該貨物の売買契約が締結され、甲の指示により、当該貨物が当該卸売業者から本邦へ向けて乙を荷受人として輸出された場合は、当該貨物の本邦への輸出は甲と乙との間の売買により現実にもたらされたものであることから、甲と乙との間の売買が輸入取引となる。</p> <p>(ロ) 外国の卸売業者と本邦の居住者との間で貨物を当該外国から本邦に向けて輸出することを目的とした売買契約が締結された後、当該契約を履行するために当該卸売業者と当該外国又は第三国の生産者との間で当該貨物の売買契約が締結され、当該貨物が当該生産者から本邦に向けて輸出された場合は、当該卸売業者と当該生産者との間の売買は当該卸売業者と本邦の居住者との間の売買から派生したものに過ぎず、当該貨物の本邦への輸出は当該卸売業者と本邦の居住者との間の売買により現実にもたらされたものであることから、当該卸売業者と本邦の居住者との間の売買が輸入取引となる。</p> <p>ロ 外国から本邦又は第三国へ輸出することを目的として行われた売買に基づいて外国から輸出された貨物が、本邦又は当該第三国への運送途上において、当該売買の買手と本邦の第三者との間で売買され、当該第三者により本邦に輸入される場合には、当該第三者を買手とする売買を輸入取引とする。</p> <p>ハ 外国から本邦へ輸出することを目的として行われた売買に基づいて本邦へ到着した貨物が本邦到着後又は保税地域に蔵置中に転売されて輸入される場合には、当該転売は国内取引とし、当該貨物の本邦への</p>	
	<p>(1) 本邦へ輸出される前に輸出国において本邦へ向けて輸出する目的で複数の取引が行われた場合には、現実に貨物を外国から本邦に向けて輸出することになつた売買を輸入取引とする。</p>
	<p>(2) 輸入取引に基づいて本邦に向けて輸出された貨物が運送途上で転売されて輸入された場合又は第三国へ向けて輸出された貨物が運送途上で本邦へ輸出するために転売された場合には、運送途上の転売を輸入取引とする。</p>
	<p>(3) 輸入取引に基づいて本邦へ到着した貨物が本邦到着後又は保税地域に蔵置中に転売された場合には、当該転売は国内取引とし、当該貨物が本邦に到着することとなつた売買を輸入取引とする。</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>到着をもたらすこととなった売買を輸入取引とする。</p> <p>(課税価格の決定の原則により課税価格を決定することができない輸入貨物)</p> <p>4 1 の 2 法第4条の規定により課税価格を計算することができない輸入貨物は、次に掲げる貨物である。</p> <p>(1) 輸入取引によらない輸入貨物</p> <p>例えば、次に掲げる貨物がこれに該当する。</p> <p>イ 無償貨物（例えば、寄贈品、見本、宣伝用物品）</p> <p>ロ 委託販売のために輸入される貨物（例えば、本邦において開催されるオークションで販売するために受託者により輸入される貨物）</p> <p>ハ 売手の代理人により輸入され、その後売手の計算と危険負担によつて輸入国で販売される貨物</p> <p>(注) 売手の代理人により輸入される貨物であっても、売手と買手との間で締結された売買契約を履行するために輸入される貨物は輸入取引による輸入貨物に該当し、法第4条の規定により課税価格を計算するものとする。</p> <p>二 貸貸借契約（買取権付であるか否かを問わない。）に基づき輸入される貨物</p> <p>ホ 送り人の所有権が存続する貸与貨物（例えば、外国の発注者から本邦の製造者に貸与される注文品生産のための特殊機械）</p> <p>ヘ 同一の法人格を有する本支店間の取引により輸入される貨物</p> <p>ト 本邦で滅却するために、輸出者が輸入者に滅却費用を支払うことにより輸入される貨物（例えば、廃棄物、スクラップ）</p> <p>(2) その輸入取引に関し、法第4条第2項第1号から第4号まで（輸入取引に関する特別な事情）のいずれかの号に掲げる事情がある輸入貨物（ただし、同項第4号（売手と買手の間の特殊関係）に該当する場合において、輸入者が同項ただし書（輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明）に規定する証明をした場合を除く。）</p> <p>なお、変質若しくは損傷に係る貨物、航空運送貨物で法令に定めるもの又は輸入者等の個人的な使用に供する貨物は、法第4条の5((変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定))又は第4条の6((航空運送貨物等</p>	<p>(課税価格の決定の原則により課税価格を決定することができない輸入貨物)</p> <p>4 1 の 2 法第4条の規定により課税価格を決定することができない輸入貨物は、次に掲げる貨物である。</p> <p>(1) 輸入取引によらない輸入貨物、例えば、次に掲げる貨物がこれに該当する。</p> <p>イ 無償貨物</p> <p>ロ 委託販売のために輸入される貨物</p> <p>ハ 売手の代理人により輸入され、その後売手の計算と危険負担によつて輸入国で販売される貨物</p> <p>二 貸貸借契約に基づき輸入される貨物</p> <p>ホ 送り人の所有権が存続する貸与貨物</p> <p>ヘ 加工貿易による逆委託加工貿易により輸入される貨物</p> <p>(2) その輸入取引に関し、法第4条第2項第1号から第4号まで（輸入取引に関する特別な事情）のいずれかの号に掲げる事情がある輸入貨物（ただし、同項第4号（売手と買手の間の特殊関係）に該当する場合において、輸入者が同項ただし書（輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明）に規定する証明をした場合を除く。）</p> <p>なお、変質若しくは損傷に係る貨物、航空運送貨物で法令に定めるもの又は輸入者等の個人的な使用に供する貨物は、法第4条の5((変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定))又は第4条の6((航空運送貨物等</p>

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
に係る課税価格の決定の特例))の規定により必要な調整を行つて課税価格を計算することとなる。	に係る課税価格の決定の特例))の規定により必要な調整を行つて課税価格を計算することとなる。
（売手、買手及び現実支払価格の意義及び取扱い）	（売手、買手及び現実支払価格の意義及び取扱い）
4 2 法第4条第1項((課税価格の決定の原則))に規定する「売手」、「買手」及び「現実に支払われた又は支払われるべき価格」（以下「現実支払価格」という。）の意義及び取扱いについては、次による。	4 2 法第4条第1項((課税価格の決定の原則))に規定する「売手」、「買手」及び「現実に支払われた又は支払われるべき価格」（以下「現実支払価格」という。）の意義及び取扱いについては、次による。
（1）（省略）	（1）（同左）
（2） <u>令第1条の4において「当該輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額（買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額を含む。）」と規定する現実支払価格とは、買手が売手に対して又は買手が売手の負っている債務を弁済するために第三者に対して、輸入取引の条件として現実に支払った又は支払うべき総額をいい、当該支払は、必ずしも金銭の移転によるものであることを要しない。</u> なお、 <u>令第1条の4各号((現実支払価格に含まれない費用等))に掲げるその額が明らかである費用等は現実支払価格に含まれないが、同条各号の規定に関する用語の意義及び取扱いは、次による。</u>	（2） <u>現実支払価格とは、輸入貨物に係る価格、すなわち、「当該輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額（買手により売手のために行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額を含む。）」をいい、令第1条の4各号((現実支払価格に含まれない費用等))に掲げるその額が明らかである費用等を含まない。</u>
イ <u>令第1条の4第1号に規定する「据付け」に要する役務の費用は、輸入貨物の据付作業の一環として当該輸入貨物の輸入前に本邦において行われる役務（例えば、据付用土台の設置作業）の費用を含む。</u>	
ロ <u>令第1条の4第1号に規定する「整備」は、輸入貨物の機能を維持するために恒常的に行われる予防的措置をいい、当該輸入貨物の瑕疵を是正するために行われる保証の履行（修繕、取替え）は含まない。</u>	
（注） <u>保証費用の取扱いは、後記4-2の4に定めるところによる。</u>	
ハ <u>令第1条の4第3号に規定する「関税その他の課徴金」は、その性質上その額を明らかにすることができるところから、現実支払価格に含まれることはない。</u>	
（3）現実支払価格は、輸入貨物の輸入取引に係る仕入書又はこれに代わる書類（以下「仕入書」という。）であつて、当該取引の価格その他の条件を正当に表示するものがある場合には、当該仕入書に表示された金額（以下「仕入書価格」という。）に基づき認定するものとするが、例えば、次のような場合には、現実支払価格と仕入書価格とが一致しないこ	（3）現実支払価格は、輸入貨物の輸入取引に係る仕入書又はこれに代わる書類（以下「仕入書」という。）であつて、当該取引の価格その他の条件を正当に表示するものがある場合には、当該仕入書に表示された金額（以下「仕入書価格」という。）に基づき認定するものとするが、例えば、次のような場合には、現実支払価格と仕入書価格とが一致しないこ

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>となるので留意する。</p> <p>イ 輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて<u>当該輸入貨物の輸入取引の条件として</u>割増金、契約料等が支払われる場合（この場合の現実支払価格は、仕入書価格に割増金、契約料等を加えた価格である。）</p> <p>ロ 輸入貨物の売手が買手以外の第三者に対して何らかの債務を負つており、当該債務を買手に弁済させることとし、輸入貨物に係る価格から当該弁済される額を控除した残額を当該輸入貨物の仕入書価格とした場合（この場合の現実支払価格は、仕入書価格に弁済される額を加えた価格である。）</p> <p>ハ 輸入貨物の売手が買手に対して何らかの債務（例えば、融資金若しくは立替金を返済すべきこと又は過去の輸入取引に係る価格調整金、違約金若しくは損害賠償金を支払うべきこと）を負つており、当該債務の全部又は一部を当該輸入貨物に係る価格の一部と相殺するため、当該債務の額を控除した残額を当該輸入貨物の仕入書価格とした場合（この場合の現実支払価格は、仕入書価格に相殺される額を加えた価格である。）</p> <p>二 輸入貨物の輸入取引に付されている価格調整条項の適用により当該輸入貨物に係る仕入書価格について調整が行われる場合（この場合の現実支払価格は、調整を行った後の輸入貨物に係る価格である。なお、このような価格調整条項のあることが法第4条第2項第2号（（課税価格の決定を困難とする条件））に該当すると認められる場合には、この取扱いは適用しないものとする。）</p> <p>ホ 輸入貨物に係る仕入書価格に令第1条の4各号に規定するその額が明らかである費用等が含まれている場合（この場合の現実支払価格は、仕入書価格から当該費用等の額を控除した価格である。）</p> <p>（4）買手が自己のために行う活動のうち法第4条第1項各号（（加算要素））に規定する加算の対象となる活動以外の活動に係る支払（例えば、買手のための広告宣伝、販売促進、アフターサービス等に係る支払）は、売手の利益になると認められる活動に係るものであっても、売手に対する間接的な支払に該当しないものとする。<u>したがって</u>、当該活動に係る費用は、現実支払価格に加算しない。</p>	<p>となるので留意する。</p> <p>イ 輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて<u>当該輸入貨物に係る価格の一部に相当する</u>割増金、契約料等が支払われる場合（この場合の現実支払価格は、仕入書価格に割増金、契約料等を加えた価格である。）</p> <p>ロ 輸入貨物の売手が買手以外の第三者に対して何らかの債務を負つており、当該債務を買手に弁済させることとし、輸入貨物に係る価格から当該弁済される額を控除した残額を当該輸入貨物の仕入書価格とした場合（この場合の現実支払価格は、仕入書価格に弁済される額を加えた価格である。）</p> <p>ハ 輸入貨物の売手が買手に対して何らかの債務（例えば、融資金又は立替金を返済すべきこと）を負つており、当該債務の全部又は一部を当該輸入貨物に係る価格の一部と相殺するため、当該債務の額を控除した残額を当該輸入貨物の仕入書価格とした場合（この場合の現実支払価格は、仕入書価格に相殺される額を加えた価格である。）</p> <p>二 輸入貨物の輸入取引に付されている価格調整条項の適用により当該輸入貨物に係る仕入書価格について調整が行われる場合（この場合の現実支払価格は、調整を行った後の輸入貨物に係る価格である。なお、このような価格調整条項のあることが法第4条第2項第2号（（課税価格の決定を困難とする条件））に該当すると認められる場合には、この取扱いは適用しないものとする。）</p> <p>ホ 輸入貨物に係る仕入書価格に令第1条の4各号に規定するその額が明らかである費用等又は買付手数料が含まれている場合（この場合の現実支払価格は、仕入書価格から当該費用等又は買付手数料の額を控除した価格である。）</p> <p>（4）買手が自己のために行う活動のうち法第4条第1項各号（（加算要素））に規定する加算の対象となる活動以外の活動に係る支払（例えば、買手のための広告宣伝、販売促進、アフターサービス等に係る支払）は、売手の利益になると認められる活動に係るものであつても、売手に対する間接的な支払に該当しないものとする。<u>したがつて</u>、当該活動に係る費用は、現実支払価格に加算しない。</p>

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>また、買手による売手への配当金の移転その他の支払であつて輸入貨物と関係のないもの（例えば、売手から受けた融資に対する金利の支払）は、当該輸入貨物の課税価格に算入しない。</p> <p>(5) 輸入貨物が、<u>その輸入取引に係る取引条件に従つて</u>売手から買手に引き渡されるまでの間に輸出国（積替え国を含む。以下この項において同じ。）で保管される場合、当該保管に要する費用で買手が負担するものは現実支払価格に含まれるものとする。</p> <p>なお、輸入貨物が、<u>その輸入取引に係る取引条件に従つて</u>売手から買手に引き渡された後に、本邦への輸出に先立ち、買手が自己のために当該輸入貨物を輸出国において保管する場合、買手が負担する当該保管に要する費用は現実支払価格に含まれない。ただし、当該保管に要する費用が法第4条第1項第1号（（輸入港までの運賃等））に規定する当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用に該当する場合には、現実支払価格に加算することとなるので留意する（後記4-8（課税価格に含まれる輸入港までの運賃等）(5)イ参照）。</p>	<p>また、買手による売手への配当金の移転その他の支払であつて輸入貨物と関係のないもの（例えば、売手から受けた融資に対する金利の支払）は、当該輸入貨物の課税価格に算入しない。</p> <p>(5) 輸入貨物が<u>価格条件に従つて</u>売手から買手に引き渡されるまでの間に輸出国（積替え国を含む。以下この項において同じ。）で保管される場合、当該保管に要する費用で買手が負担するものは現実支払価格に含まれるものとする。</p> <p>なお、輸入貨物が<u>価格条件に従つて</u>売手から買手に引き渡された後の輸出国における保管料であつても、後記4-8（課税価格に含まれる輸入港までの運賃等）(2)ル(1)に該当するものがあるので留意する。</p>
<p>（別払金等がある場合の現実支払価格の算出）</p> <p>4-2の2 輸入貨物の輸入取引に係る仕入書価格と現実支払価格が一致しないこととなる場合の取扱いは、前記4-2(3)によるほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて、当該輸入貨物の輸入取引の条件として買手により売手に対し又は売手のために行われる何らかの支払（以下「別払金」という。）がある場合の現実支払価格は、当該仕入書価格に別払金を加えた価格である。</p> <p>(2) 買手による輸入貨物に係る仕入書価格の支払後に、当該輸入貨物の輸入取引に付されている価格調整条項の適用等により当該輸入貨物に係る価格について調整が行われ、別払金の支払が行われる場合の現実支払価格は、当該仕入書価格に当該別払金を加えた価格である。当該輸入貨物に係る関税法第7条第1項（（申告））に規定する申告（以下「納税申告」という。）が行われた後に当該調整が行われ、別払金の支払が行われたときも同様である。</p> <p>（注）この場合は、関税法第7条の14（（修正申告））の規定により当該納税申告に係る課税標準又は税額（以下「税額等」という。）を修正</p>	<p>（別払金等がある場合の現実支払価格の算出）</p> <p>4-2の2 輸入取引に関連して発生する別払金又は返戻金（以下この項において「別払金等」という。）がある場合における現実支払価格の算出は、次による。</p> <p>(1) 次のすべての要件を充足する別払金等がある場合には、これを現実支払価格に加え又は控除する。</p> <p>イ 輸入取引に起因するものであること ロ 輸入貨物との対応関係が明らかであること ハ 別払金等の金額が明らかであり、その支払及び受取の事実が存在すること</p> <p>なお、輸入者が売手の代理店である場合における売手からの当該代理店へのリターン・コミッショնは、一般的には国内販売等の費用であり、輸入貨物の売買とは無関係なものと認められるので、特段の事情がない限り、返戻金として取り扱わないものとする。</p> <p>(2) 上記(1)の算出を行う場合には、原則として、売買契約書、仕入書又は輸出入者間における往復文書等の関係書類及び別払金等の支払又は受領の事実を証する書類を税関に提出せることとする。</p>

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する申告がされなければ、同法第 7 条の 16((更正及び決定))の規定により当該税額等を更正することとなることに留意する。</p>	
<p>(3) 買手による輸入貨物に係る仕入書価格の支払後に、当該輸入貨物の輸入取引に付されている価格調整条項の適用等により当該輸入貨物に係る価格について調整が行われ、当該支払額の一部が買手に返金された場合の現実支払価格は、当該仕入書価格から返戻金を控除した価格である。当該輸入貨物に係る納税申告が行われた後に当該調整が行われ、買手による返戻金の受領が行われたときも同様である。</p>	
<p>(注 1) この場合は、当該納税申告をした者は、関税法第 7 条の 15((更正の請求))の規定により当該納税申告に係る税額等につき更正すべき旨の請求をすることができるに留意する。</p>	
<p>(注 2) 売手が本邦における販売代理店である買手に対して支払うリターン・コミッションの取扱いは、契約内容及び販売代理店としての活動実態等を勘案して個別に判断するものとするが、当該リターン・コミッションは、一般的には国内販売等の費用の補てんとして支払われるものであり、その場合には輸入貨物に係る価格の調整として支払われる返戻金とは認められないものとし、現実支払価格の算出に際して仕入書価格から控除しないものとする。</p>	
<p>(4) 上記(2)及び(3)に定める取扱いは、当該価格調整条項があることが法第 4 条第 2 項第 2 号((課税価格の決定を困難とする条件))に該当すると認められる場合には、適用しない。</p>	
<p>（輸入貨物に係る保証費用の取扱い）</p>	
<p>4 2 の 4 輸入貨物に係る保証費用の取扱いは次による。</p>	
<p>この場合において「保証」とは、当事者間で合意された所定の条件を満たす場合に行われる対象貨物に係る瑕疵の是正（修繕、取替え又はそれに要した費用の補填）をいい、いわゆるワランティ（Warranty）又はギャランティ（Guarantee）と称されるものがこれに該当する。なお、輸入貨物が輸入された後、当該輸入貨物に係る保証の履行として当該輸入貨物の買手に対して交換部品等が外国から無償で提供される場合、当該部品等は輸入取引により輸入される貨物には該当せず、当該部品等の課税価格は法第 4 条の 2 以下の規定により計算する。</p>	
<p>(1) 輸入貨物の輸入取引に係る契約において売手が買手に対して当該輸入</p>	

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>貨物に係る保証を履行することとなっている場合で、売手が負担する当該保証の費用を考慮して当該輸入貨物の価格が設定されているときは、当該費用は現実支払価格に含まれ、その額を明らかにすることができる場合であっても、現実支払価格から控除しない。また、売手が当該費用を買手に対して仕入書価格とは別に請求し、買手が当該費用を支払う場合は、当該費用の額は仕入書価格に加算され、現実支払価格に含まれる。</p> <p>(2) 輸入貨物の輸入取引に係る契約において売手が買手に対して当該輸入貨物に係る保証を履行することとなっている場合で、売手が第三者との間で締結した保証契約により当該保証履行義務を当該第三者に移転し、買手が売手からの指示により当該保証の費用を当該第三者に支払うときは、当該費用は売手に対する間接支払に該当し、現実支払価格に含まれる。</p> <p>(3) 売手と買手との間で輸入貨物の輸入取引に係る契約とは別に、売手が買手に対して当該輸入貨物に係る保証を履行する契約を締結し、買手が売手に対して当該輸入貨物の代金と当該保証の費用を各々支払う場合、売手が買手に対して当該輸入取引の条件として当該保証契約の締結を義務付けているときは、当該費用は現実支払価格に含まれる。</p> <p>(4) 輸入貨物の買手が自己のために当該輸入貨物に係る保証の取決めを行い、当該保証の費用を負担するときは、当該費用は現実支払価格に含まれず、また、法第4条第1項各号（（加算要素））に掲げる費用等にも該当しない。</p>	
<p>（現実支払価格と数量値引きとの関係）</p> <p>4 3 輸入貨物の売手が数量値引き（貨物の取引数量に応じた当該貨物の価格の割引き）を行うこととしている場合で、当該輸入貨物に係る納税申告の際に当該値引きが行われることが確定しており、かつ、当該値引き後の価格が買手により現実に支払われるときは、当該値引き後の価格が法第4条第1項に規定する現実支払価格となる。具体的には、次による。</p> <p>(1) 売手が個々の輸入取引における取引数量に応じて値引きを行うこととしている場合において、買手が値引きの適用される数量の貨物を購入し、当該貨物について当該値引き後の価格を現実に支払うときは、当該貨物が分割して輸入され、個々の納税申告に係る輸入貨物の数量が当該</p>	<p>（現実支払価格と数量値引きとの関係）</p> <p>4 3 法第4条第1項に規定する現実支払価格は、輸入貨物について実際に支払われた又は支払われるべき価格であるので、輸入取引において数量値引きがある次のような場合には、それぞれに定めるところによる。</p> <p>(1) 1の輸入取引契約に係る貨物が分割して輸入される場合において、個々に分割して輸入される貨物について数量値引きがあり、かつ、当該値引き後の価格が実際に支払われるときは、当該価格に基づき課税価格を決定する。</p>

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																							
<p><u>値引きの適用される数量に満たない場合であっても、当該値引き後の価格が現実支払価格となる。</u></p> <p><u>例</u></p> <p><u>値引きの条件</u></p> <table> <thead> <tr> <th>(数量)</th> <th>(値引き)</th> <th>(単価)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~9 単位</td> <td>なし</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>10~49 単位</td> <td>5%</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>50 単位以上</td> <td>10%</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>輸入取引</u></p> <table> <thead> <tr> <th>(数量)</th> <th>(値引き)</th> <th>(単価)</th> <th>(買手の支払額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27 単位</td> <td>5%</td> <td>95</td> <td>2,565 (= 27 × 95)</td> </tr> </tbody> </table> <p>この場合、5%の数量値引き後の単価（95）に基づく支払額（2,565）が現実支払価格となり、当該27単位について9単位ずつ3回に分割して輸入される場合にも、5%の数量値引き後の単価（95）に基づく支払額（各855）が現実支払価格となる。</p> <p>(2) <u>売手が特定の期間（例えば1暦年）における累積取引数量に応じて値引きを行うこととしている場合において、買手による当該期間における累積取引数量が値引きの適用される数量となつたため、買手が納税申告に係る輸入貨物について当該値引き後の価格を現実に支払うときは、当該値引き後の価格が現実支払価格となる。</u></p> <p>なお、買手が当該輸入貨物について支払う価格が、当該値引きに加えて当該値引きが適用される前に輸入された貨物に係る遡及値引き相当額を控除した価格であるときは、当該遡及値引き相当額の控除は売手が買手に対して負っている債務を当該輸入貨物に係る価格の一部と相殺するものであることから容認されず、当該遡及値引き相当額は現実支払価格に含まれる（前記4 2(3)ハ参照）。</p> <p>(注) 過去に輸入された貨物に係る現実支払価格は、当該貨物に係る納税申告の時点において遡及値引きが適用されることとなつた場合、当該遡及値引き後の価格となる。</p> <p><u>例</u></p> <p>イ <u>遡及値引きがない場合</u></p> <p><u>値引きの条件</u></p> <table> <thead> <tr> <th>(年間累計取引数量)</th> <th>(値引き)</th> <th>(単価)</th> </tr> </thead> </table>	(数量)	(値引き)	(単価)	1~9 単位	なし	100	10~49 単位	5%	95	50 単位以上	10%	90	(数量)	(値引き)	(単価)	(買手の支払額)	27 単位	5%	95	2,565 (= 27 × 95)	(年間累計取引数量)	(値引き)	(単価)	
(数量)	(値引き)	(単価)																						
1~9 単位	なし	100																						
10~49 単位	5%	95																						
50 単位以上	10%	90																						
(数量)	(値引き)	(単価)	(買手の支払額)																					
27 単位	5%	95	2,565 (= 27 × 95)																					
(年間累計取引数量)	(値引き)	(単価)																						

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>1~9 単位</u> なし 100	
<u>10~49 単位</u> 5% 95	
<u>50 単位以上</u> 10% 90	
<u>輸入取引</u>	
<u>1回目(4月) 30 単位</u>	
<u>(年間累計取引数量)</u> <u>(値引き)</u> <u>(単価)</u> <u>(買手の支払額)</u>	
<u>30 単位</u> 5% 95 2,850 (= 30 × 95)	
<u>この場合、5%の数量値引き後の単価(95)に基づく支払額(2,850)が現実支払価格となる。</u>	
<u>2回目(10月) 40 単位</u>	
<u>(年間累計取引数量)</u> <u>(値引き)</u> <u>(単価)</u> <u>(買手の支払額)</u>	
<u>70 単位</u> 10% 90 3,600 (= 40 × 90)	
<u>この場合、10%の数量値引き後の単価(90)に基づく支払額(3,600)が現実支払価格となる。</u>	
<u>口 遅及値引きがある場合</u>	
<u>値引きの条件</u>	
<u>(年間累計取引数量)</u> <u>(値引き)</u> <u>(単価)</u>	
<u>1~9 単位</u> なし 100	
<u>10~49 単位</u> 5% 95	
<u>50 単位以上</u> 10% 90	
<u>輸入取引</u>	
<u>1回目(4月) 30 単位</u>	
<u>(年間累計取引数量)</u> <u>(値引き)</u> <u>(単価)</u> <u>(買手の支払額)</u>	
<u>30 単位</u> 5% 95 2,850 (= 30 × 95)	
<u>この場合、5%の数量値引き後の単価(95)に基づく支払額(2,850)が現実支払価格となる。</u>	
<u>2回目(10月) 40 単位</u>	
<u>(年間累計取引数量)</u> <u>(値引き)</u> <u>(単価)</u> <u>(遅及値引き)</u> <u>(買手の支払額)</u>	
<u>70 単位</u> 10% 90 150 3,450	
<u>(= 30 × 5)</u> <u>(= 40 × 90 - 150)</u>	
<u>この場合、累計取引数量が 70 単位となったことから、1 回目の輸入取引に係る 30 単位の貨物に關しても 10%の数量値引きが遅及的に適用されることとなり、40 単位の貨物に係る 10%の数量値引きに加えて、</u>	

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>当該30単位の貨物に関して既に行われた5%の数量値引きとの差額分(150)に相当する遡及値引きも併せて適用され、当該2の値引き後の価格(3,450)が支払われるが、当該遡及値引きについては売手が買手に対して負っている債務の相殺に当たることから容認されず、当該40単位の輸入貨物自体に係る10%の数量値引き後の単価(90)に基づく支払額(3,600)が現実支払価格となる。</p> <p>(注) 1回目の輸入取引に係る30単位の貨物について、当該貨物に係る納税申告の時点において遡及値引きが適用されることとなつた場合は、当該貨物に係る現実支払価格は当該遡及値引き後の価格(2,700)となる。</p> <p>(現実支払価格と決済条件との関係)</p> <p>4 4 法第4条第1項に規定する現実支払価格と決済条件との関係については、次による。</p> <p>(1) 法第4条第1項に規定する現実支払価格は、輸入取引における実際の決済条件に対応する価格である。<u>したがつて</u>、輸入貨物に係る輸入取引の決済条件が当該輸入貨物若しくはその船積書類の受領と同時又はそれ以前に代金を支払う条件である場合には、当該決済条件に基づき現実に支払われる価格が現実支払価格となる。</p> <p>(2) <u>輸入貨物の輸入取引に係る契約において現金値引きが取り決められている場合の取扱いは、次による。</u></p> <p>イ 当該輸入貨物に係る納税申告の時までに当該値引き後の価格が買手により現実に支払われているときは、当該価格が現実支払価格となる。</p> <p>ロ 当該輸入貨物に係る納税申告の時までに代金が支払われていない場合であっても、買手が当該値引き後の価格を現実に支払うことを予定しているときは、当該値引き後の価格を現実支払価格として取り扱つて差し支えない。ただし、当該輸入貨物に係る納税申告が行われた後に、当該値引きが適用されないことが明らかになったときは、<u>関税法第7条の14((修正申告))の規定により当該納税申告に係る税額等を修正する申告がされなければ、同法第7条の16((更正及び決定))の規定により当該税額等を更正することとなることに留意する。</u></p> <p>(3) 輸入貨物に係る輸入取引が延払条件付取引(当該輸入貨物又はその船</p>	<p>(現実支払価格と決済条件との関係)</p> <p>4 4 法第4条第1項に規定する現実支払価格と決済条件との関係については、次による。</p> <p>(1) 法第4条第1項に規定する現実支払価格は、輸入取引における実際の決済条件に対応する価格である。<u>したがつて</u>、輸入貨物に係る輸入取引の決済条件が当該輸入貨物若しくはその船積書類の受領と同時又はそれ以前に代金を支払う条件である場合には、当該決済条件に基づき実際に支払われる価格が現実支払価格となる。</p> <p>(2) 輸入貨物に係る輸入取引が延払条件付取引(当該輸入貨物又はその船</p>

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>積書類の受領後に代金を支払う条件が付された取引をいう。)である場合において、延払金利の額が明らかであるときは、当該延払金利の額は、現実支払価格に含まれないこととなるので留意する（令第1条の4第4号）。</p> <p>この場合において「延払金利の額が明らかであるとき」とは、次のすべての要件を充足する場合をいう。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p>なお、本規定は、法第4条第1項の規定により課税価格を計算する方法以外の方法によって計算する場合にも準用する。</p> <p>（現実支払価格への運賃等の加算）</p> <p>4 7 法第4条第1項の規定に基づき、現実支払価格に同項各号に掲げる運賃等の額を加算する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 同項各号に掲げる運賃等の額の加算は、客観的なかつ数値化された資料に基づいて行う。なお、当該運賃等を加算する必要がある場合において、当該運賃等に係る客観的なかつ数値化された資料がないときは、法第4条の2以下の規定により課税価格を計算する。</p> <p>(3) 複数の輸入貨物に係る同項各号に掲げる運賃等が一括して支払われる場合には、原則として、個々の輸入貨物に関連する額をあん分して当該輸入貨物の課税価格に算入する。ただし、次に掲げる費用等の額の加算について輸入者から要請があり、かつ、課税上その他特に支障がないと認められるときは、当該費用等の額は、便宜特定の輸入貨物の課税価格に一括して算入することとして差し支えない。</p> <p>イ 同項第3号に掲げる費用</p> <p>ロ 同項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる費用等であつて、個々の輸入貨物へのあん分が困難と認められるもの</p> <p>なお、本規定は、別払金がある場合において前記4 2の2の規定により現実支払価格を算出するとき及び法第4条第1項の規定により課税価格を計算する方法以外の方法によって課税価格を計算する場合についても準用する。</p> <p>（輸入取引に関する特別な事情）</p>	<p>積書類の受領後に代金を支払う条件が付された取引をいう。)である場合において、延払金利の額が明らかであるときは、当該延払金利の額は、現実支払価格に含まれないこととなるので留意する（令第1条の4第4号）。</p> <p>この場合において「延払金利の額が明らかであるとき」とは、次のすべての要件を充足する場合をいう。</p> <p>イ～ハ（同左）</p> <p>なお、本規定は、法第4条第1項により課税価格を決定する方法以外の方法によって決定する場合にも準用する。</p> <p>（現実支払価格への運賃等の加算）</p> <p>4 7 法第4条第1項の規定に基づき、現実支払価格に同項各号に掲げる運賃等の額を加算する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 同項各号に掲げる運賃等の額の加算は、客観的なかつ数値化された資料に基づいて行う。なお、当該運賃等を加算する必要がある場合において、当該運賃等に係る客観的なかつ数値化された資料がないときは、法第4条の2以下の規定により課税価格を決定する。</p> <p>(3) 複数の輸入貨物に係る同項各号に掲げる運賃等が一括して支払われる場合には、原則として、個々の輸入貨物に関連する額をあん分して当該輸入貨物の課税価格に算入する。ただし、次に掲げる費用等の額の加算について輸入者から要請があり、かつ、課税上その他特に支障がないと認められるときは、当該費用等の額は、便宜特定の輸入貨物の課税価格に一括して算入することとして差し支えない。</p> <p>イ 同項第3号に掲げる費用</p> <p>ロ 同項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる費用等であつて、個々の輸入貨物へのあん分が困難と認められるもの</p> <p>なお、本規定は、別払金がある場合において前記4 2の2の規定により現実支払価格を算出するとき及び法第4条第1項の規定により課税価格を決定する方法以外の方法によって課税価格を決定する場合についても準用する。</p> <p>（輸入取引に関する特別な事情）</p>

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>4 15 輸入貨物に係る輸入取引に関し、法第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事情のいずれかがある場合には、当該輸入貨物の課税価格は、法第4条第1項によらず、法第4条の2以下の規定により<u>計算</u>する。ただし、法第4条第2項第4号((売手と買手との間の特殊関係))に該当する場合であっても、輸入貨物の取引価格が同項ただし書に定める同種又は類似の貨物の課税価格と同一の額又は近似する額であることを輸入者が証明したときは、この限りでない（後記4 20参照）</p> <p><u>なお、輸入貨物に係る輸入取引に関して次のような事情があることのみにより、法第4条第1項の適用を排除することとはならないで留意する。ただし、輸入取引に係る輸入取引に関して次の(1)から(3)までの事情がある場合には、当該輸入取引に関し法第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事情の有無について十分な検討を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>輸入貨物の取引価格が、当該輸入貨物と同種の貨物の市価よりも低価であること</u></p> <p>(2) <u>輸入貨物の取引価格が、当該輸入貨物の製造原価よりも低価であること</u></p> <p>(3) <u>輸入貨物が、法第8条第1項((不当廉売関税))に規定する「不当廉売された貨物」であること</u></p> <p>(注) <u>法第8条第1項((不当廉売関税))に規定する「不当廉売差額」は当該輸入貨物に係る現実支払価格に含まれず、法第4条第1項第1号((加算要素))に掲げる費用等にも該当しないことから、課税価格に算入しない。</u></p> <p>(4) <u>輸入貨物が、法第7条第1項((相殺関税))に規定する「外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物」であること</u></p> <p>(注) <u>当該補助金は当該輸入貨物に係る現実支払価格に含まれず、法第4条第1項第1号((加算要素))に掲げる費用等にも該当しないことから、課税価格に算入しない。</u></p> <p>（買手による輸入貨物の処分等についての制限）</p> <p>4 16 輸入貨物に係る輸入取引に関し、法第4条第2項第1号((買手による輸入貨物の処分等についての制限))に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限がある場合（例えば、輸入貨物を売手の指示に従</p>	<p>4 15 輸入貨物に係る輸入取引に関し、法第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事情のいずれかがある場合には、当該輸入貨物の課税価格は、法第4条第1項によらず、法第4条の2以下の規定により<u>決定</u>する。ただし、法第4条第2項第4号((売手と買手との間の特殊関係))に該当する場合であっても、輸入貨物の取引価格が同項ただし書に定める同種又は類似の貨物の課税価格と同一の額又は近似する額であることを輸入者が証明したときは、この限りでない（後記4 20参照）</p> <p><u>（買手による輸入貨物の処分等についての制限）</u></p> <p>4 16 輸入貨物に係る輸入取引に関し、法第4条第2項第1号((買手による輸入貨物の処分等についての制限))に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限がある場合（例えば、輸入貨物を売手の指示に従</p>

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>って展示用又は慈善用としてのみ使用させることを条件としてその価格を実質的に引き下げて輸入取引をした場合、特殊関係にある者のみに再販売させることを条件として実質的に価格を引き下げて輸入取引をした場合）には、当該輸入貨物の課税価格は、法第 4 条の 2 以下の規定により計算する。ただし、次のような制限は、法第 4 条第 1 項の適用を排除するものではないので留意する。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に掲げるもののほか、買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限で当該輸入貨物の取引価格に実質的な影響を与えていないと認められるもの（同条第 3 号）。例えば、輸入自動車のモデルイヤーの初日に先立って国内でこれを販売し又は展示することを禁止することや、販売代理人を通じた消費者への訪問販売形式により事業を行っている売手が、買手に対して当該形式による輸入貨物の国内販売を義務付けることは、これに該当する。</p> <p><u>(注) 買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限が当該輸入貨物の取引価格に実質的な影響を与えているか否かの判断は、制限の種類、輸入貨物の種類、産業の種類及び商慣行並びに価格への影響の商取引上の重要性等の要素を考慮して行うものとする。</u></p>	<p>つて展示用としてのみ使用させることを条件としてその価格を実質的に引き下げて輸入取引をした場合、特殊関係にある者のみに再販売させることを条件として実質的に価格を引き下げて輸入取引をした場合）には、当該輸入貨物の課税価格は、法第 4 条の 2 以下の規定により決定する。ただし、次のような制限は、法第 4 条第 1 項の適用を排除するものではないので留意する。</p> <p>(1)及び(2)（同左）</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に掲げるもののほか、買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限で当該輸入貨物の取引価格に実質的な影響を与えていないと認められるもの（同条第 3 号）。例えば、輸入自動車のモデルイヤーの初日に先立つて国内でこれを販売し又は展示することを禁止することは、これに該当する。</p>
<p>（課税価格の決定を困難とする条件）</p> <p>4 17 法第 4 条第 2 項第 2 号（（課税価格の決定を困難とする条件））に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入貨物に係る輸入取引に当該輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件が付されている場合は、当該輸入貨物の課税価格は、法第 4 条の 2 以下の規定により計算する。例えば、次のような場合がこれに該当する。</p> <p>イ 輸入貨物の買手が特定の数量の他の貨物をも購入することを条件として、売手が当該輸入貨物の価格を設定する場合</p> <p>ロ 輸入貨物の買手が売手に販売する他の貨物の価格に、当該輸入貨物</p>	<p>（課税価格の決定を困難とする条件）</p> <p>4 17 輸入貨物に係る輸入取引に關し、法第 4 条第 2 項第 2 号（（課税価格の決定を困難とする条件））に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件が付されている場合には、当該輸入貨物の課税価格は、法第 4 条の 2 以下の規定により決定するが、これに該当する具体例としては、例えば、次のような場合がある。</p> <p>なお、輸入貨物の輸入取引について、条件（法第 4 条第 1 項各号に掲げる事項又は買手が自己のために行う活動に係る条件を除く。）が付されている場合において、当該条件に係る額が明らかであるため、当該条件が課税価格の決定を困難とするものでないときは、当該輸入貨物の課税価格は、当該条件を勘案して決定するものとする。</p> <p>(1) 輸入貨物の買手が特定の数量の他の貨物をも購入することを条件として、売手が当該輸入貨物の価格を設定する場合</p> <p>(2) 輸入貨物の買手が売手に販売する他の貨物の価格に、当該輸入貨物の</p>

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の価格が依存している場合</p> <p>八 輸入貨物の売手が、特定の数量の完成品を受け取ることを条件として、その半製品である当該輸入貨物を買手に提供する形態その他これに類する特殊な支払の形態を基礎として、輸入貨物の価格が設定される場合</p> <p>(2) <u>輸入貨物に係る輸入取引について、条件（法第4条第1項各号に掲げる事項又は買手が自己のために行う活動に係る条件を除く。）が付されている場合において、当該条件に係る額が明らかであるときは、当該条件は課税価格の決定を困難とする条件に該当しない。この場合、当該条件に係る額は当該輸入貨物の現実支払価格に含まれるものとして、法第4条第1項（課税価格の決定の原則）の規定により当該輸入貨物の課税価格を計算する。</u></p>	<p>価格が依存している場合</p> <p>(3) 輸入貨物の売手が、特定の数量の完成品を受け取ることを条件として、その半製品である当該輸入貨物を買手に提供する形態その他これに類する特殊な支払の形態を基礎として、輸入貨物の価格が設定される場合</p>
<p>（特殊関係の意義）</p> <p>4 18 法第4条第2項第4号に規定する「特殊関係」とは、同号に規定する「売手と買手とがその行う事業に関し相互に事業の取締役その他の役員となつている」場合における当該売手と買手との関係のほか、令第1条の8((特殊関係の範囲))に定める関係をいうが、これらの規定に関する用語の意義は、次による。なお、同条に規定する者には、法人を含むものとする。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p> <p>(3) 一方の者が法律上又は事実上他方の者を拘束し又は指図する地位にある場合には、当該一方の者は当該他方の者を「支配」しているものとする（令第1条の8第4号。なお、同条第6号及び第7号においても同様に取り扱うものとするが、同条第3号及び第5号に該当する場合を除く。）。</p> <p>この場合、原則として、締結及び解除が自由な契約に基づき民事法上通常発生する権利義務関係は含まず、一方の者が他方の者の事業経営の根幹（例えば、取締役その他の役員、事業の所有若しくは議決権又は営業拠点所在地の変更）について拘束し又は指図する関係に限るものとする。</p> <p>(4)（省略）</p>	<p>（特殊関係の意義）</p> <p>4 18 法第4条第2項第4号に規定する「特殊関係」とは、同号に規定する「売手と買手とがその行う事業に関し相互に事業の取締役その他の役員となつている」場合における当該売手と買手との関係のほか、令第1条の8((特殊関係の範囲))に定める関係をいうが、これらの規定に関する用語の意義は、次による。なお、同条に規定する者には、法人を含むものとする。</p> <p>(1)及び(2)（省略）</p> <p>(3) 一方の者が法律上又は事実上他方の者を拘束し又は指図する地位にある場合には、当該一方の者は当該他方の者を「支配」しているものとする（令第1条の8第4号。なお、同条第6号及び第7号においても同様に取り扱うものとするが、同条第3号及び第5号に該当する場合を除く。）。</p> <p>この場合、原則として締結及び解除が自由な契約に基づき民事法上発生する権利、義務関係は含まないものとする。</p> <p>(4)（同左）</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(特殊関係による取引価格への影響)</p> <p>4 19 輸入取引の売手と買手とが法第4条第2項第4号に規定する特殊関係にある場合において当該特殊関係が輸入貨物の取引価格に影響を与えてい るか否かについて審査する場合の取扱いについては、次による。</p> <p><u>なお、当該特殊関係が輸入貨物の取引価格に影響を与えていないことについて疑義がない場合（例えば、売手及び買手について既に詳細な情報を取得していることにより、当該特殊関係が輸入貨物の価格に影響を与えていないと認める場合）又は輸入者が法第4条第2項ただし書きの規定により当該特殊関係が輸入貨物の取引価格に影響を与えていないことを証明した場合は、当該審査をすることは要しない。</u></p> <p>(1) 輸入者から提出された資料その他の資料を参考として、当該輸入貨物の価格の成立の仕組み、取引関係の実態その他当該輸入取引の種種の側面について必要な検討を行うことにより、当該特殊関係の取引価格への影響の有無について審査するものとする。この場合において、輸入取引の売手と買手が特殊関係にないような状態で当該輸入取引を行っていることが判明したときは、当該特殊関係による取引価格への影響がないものとして取り扱う。例えば、次のような場合には、これに該当する。</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 輸入貨物の価格が当該輸入貨物に係るすべての費用に、<u>売手による</u>これと同類の貨物の販売に係る<u>通常の利潤</u>を加えた額を回収するのに十分な価格である場合</p> <p>二（省略）</p> <p>ホ 買手が、その海外<u>現地法人</u>（<u>独自の法人格を有する支店を含む。</u>）が特殊関係にない製造者等から購入した貨物を当該海外<u>現地法人</u>から輸入する場合において、輸入貨物の価格が当該製造者等からの購入価格に当該海外<u>現地法人</u>の販売に係る通常の利潤が上乗せされている価格である場合</p> <p>ヘ 買手と売手が特殊関係にあり、当該売手が製造者等から購入した貨物を<u>当該買手</u>が輸入する場合において、輸入貨物の価格が当該製造者等から他の<u>売手</u>を経て、これと特殊関係にない<u>他の買手</u>が輸入する当該輸入貨物と同種又は類似の貨物の価格と同一又は近似していると認められる価格である場合</p> <p>(2)（省略）</p>	<p>(特殊関係による取引価格への影響)</p> <p>4 19 輸入取引の売手と買手とが法第4条第2項第4号に規定する特殊関係にある場合において当該特殊関係が輸入貨物の取引価格に影響を与えてい るか否かについて審査する場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入者から提出された資料その他の資料を参考として、当該輸入貨物の価格の成立の仕組み、取引関係の実態その他当該輸入取引の種種の側面について必要な検討を行うことにより、当該特殊関係の取引価格への影響の有無について審査するものとする。この場合において、輸入取引の売手と買手が特殊関係にないような状態で当該輸入取引を行っていることが判明したときは、当該特殊関係による取引価格への影響がないものとして取り扱う。例えば、次のような場合には、これに該当する。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 輸入貨物の価格が当該輸入貨物に係るすべての費用にこれと同類の貨物の販売に係る<u>代表的な利潤</u>を加えた額を回収するのに十分な価格である場合</p> <p>二（同左）</p> <p>ホ 買手が、その海外<u>支店</u>が特殊関係にない製造者から購入した貨物を当該海外<u>支店</u>から輸入する場合において、輸入貨物の価格が当該製造者等からの購入価格に当該海外<u>支店</u>の販売に係る通常の利潤が上乗せされている価格である場合</p> <p>ヘ 買手と売手が特殊関係にあり、当該売手が製造者等から購入した貨物を買手が輸入する場合において、輸入貨物の価格が当該製造者等から他の輸出者を経て、これと特殊関係にない輸入者が輸入する当該輸入貨物と同種又は類似の貨物の価格と同一又は近似していると認められる価格である場合</p> <p>(2)（同左）</p>

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明）</p> <p>4 20 法第4条第2項ただし書（（輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明））は、輸入貨物の取引価格が同項ただし書に規定する課税価格と同一の額又は近似する額であることを、輸入者が証明することについて規定したものであるが、この場合の具体的取扱いは、次による。</p> <p>（1）同項ただし書の証明は、令第1条の6第3項（（輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明の手続））に規定する事項を記載した適宜の書面を税関長に提出させることにより行わせるものとする。この場合において、当該証明に使用する課税価格について調整を必要とするときは、同条第2項（（輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明をする場合における価格差の調整））の規定に基づき当該調整を行わせる。なお、当該輸入貨物に係る輸入取引と当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る輸入取引との間に、取引段階又は取引数量に係る差異がある場合であっても、当該差異が価格に影響を及ぼしていないと認められるときは、当該調整は要しない。</p> <p>（2）及び（3）（省略）</p> <p>（同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定）</p> <p>4の2 1 法第4条の2の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>（1）「同種の貨物」とは、形状、品質及び社会的評価を含むすべての点で輸入貨物と同一である貨物（外見上微細な差異があつても他の点で同一であるものを含む。）をいい、輸入者又は使用目的に係る差異は問わない。ただし、本邦で開発されたために法第4条第1項第3号二（（課税価格に含まれる役務に要する費用））の規定に基づくその費用の加算が行われなかった技術、設計、考案、工芸又は意匠を使用し又は取り入れた貨物を除く。</p> <p>（2）「類似の貨物」とは、輸入貨物とすべての点で同一ではないが、同様の形状及び材質の貨物であつて、当該輸入貨物と同一の機能を有し、かつ、当該輸入貨物との商業上の交換が可能である貨物をいい、品質、社会的評価及び商標は、類似の貨物であるか否かの認定上考慮するものと</p>	<p>（輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明）</p> <p>4 20 法第4条第2項ただし書（（輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明））は、輸入貨物の取引価格が同項ただし書に規定する課税価格と同一の額又は近似する額であることを、輸入者が証明することについて規定したものであるが、この場合の具体的取扱いは、次による。</p> <p>（1）同項ただし書の証明は、令第1条の6第3項（（輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明の手続））に規定する事項を記載した適宜の書面を税関長に提出させることにより行わせるものとする。なお、当該証明に使用する課税価格について調整を必要とするときは、同条第2項（（輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明をする場合における価格差の調整））の規定に基づき当該調整を行わせる。</p> <p>（2）及び（3）（同左）</p> <p>（同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定）</p> <p>4の2 1 法第4条の2の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>（1）「同種の貨物」とは、形状、品質及び社会的評価を含むすべての点で輸入貨物と同一である貨物（外見上微細な差異があつても他の点で同一であるものを含む。）をいう。ただし、本邦で開発されたために法第4条第1項第3号二（（課税価格に含まれる役務に要する費用））の規定に基づくその費用の加算が行われなかつた技術、設計、考案、工芸又は意匠を使用し又は取り入れた貨物を除く。</p> <p>（2）「類似の貨物」とは、輸入貨物とすべての点で同一ではないが、同様の形状及び材質の貨物であつて、当該輸入貨物と同一の機能を有し、かつ、当該輸入貨物との商業上の交換が可能である貨物をいい、品質、社会的評価及び商標は、類似の貨物であるか否かの認定上考慮するものと</p>

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>するが、輸入者又は使用目的に係る差異は問わない。なお、上記(1)のた だし書の規定は、「類似の貨物」についても準用する。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 「これに近接する日」とは、<u>輸入貨物の価格に影響を与える商慣行及 び市場条件が輸出の日と同じであると認められる期間内の日</u>をいう。た だし、原則として、輸出の日の前後1月以内の日として取り扱って差し 支えない。</p> <p>(注) <u>輸出の日の前後1月以内の日であっても、その日と輸出の日との 間で輸入貨物の価格に影響を与える商慣行及び市場条件が異なると 認められる場合は、「これに近接する日」には該当しない。</u></p> <p>(5) 法第4条の2を適用する場合における同種の貨物に係る取引価格及び 類似の貨物に係る取引価格の適用に関する優先順位については、次によ る。</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 上記イ及びロによつても、なお競合する同種又は類似の貨物に係る 取引価格が2以上あるときは、それらの取引価格のうち、最小のもの が優先する（令第1条の9第2項）。</p> <p>(6) 法第4条の2に規定する「調整」は、令第1条の9第3項((調整に關 する規定の準用))において準用する令第1条の6第2項の定めるところ による。<u>なお、輸入貨物に係る輸入取引と当該輸入貨物と同種又は類似 の貨物に係る輸入取引との間に、取引段階又は取引数量に係る差異が ある場合であっても、これらの貨物の価格表又は取引実績等の資料に基 づき、当該差異が価格に影響を及ぼしていないと認められるときは、当該 調整は要しない。</u></p> <p>(国内販売価格に基づく課税価格の決定)</p> <p>4の3 1 法第4条の3第1項の規定に関する用語の意義及び取扱いにつ いては、次による。</p> <p>(1) 「国内販売価格」とは、国内における最初の取引段階における販売に 係る単価に基づいて計算された価格（ただし、法第4条第1項第3号イ からニまでに掲げる物品又は役務を無償で又は値引きをして直接又は間 接に提供した者に対する販売価格及び特殊関係者間の取引に係る販売価 格を除く。）をいうが、この場合において、当該販売が2以上あり、その</p>	<p>する。なお、上記(1)のただし書の規定は、「類似の貨物」についても準 用する。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 「これに近接する日」とは、<u>おおむね、輸出の日の前後1月以内の日</u> とする。</p> <p>(5) 法第4条の2を適用する場合における同種の貨物に係る取引価格及び 類似の貨物に係る取引価格の適用に関する優先順位については、次によ る。</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 上記イ及びロによつても、なお競合する同種又は類似の貨物に係る 取引価格が2以上あるときは、それらの取引価格のうち、最小のもの が優先する（令第1条の9第2項）。</p> <p>(6) 法第4条の2に規定する「調整」は、令第1条の9第3項((調整に關 する規定の準用))において準用する令第1条の6第2項の定めるところ による。</p> <p>(国内販売価格に基づく課税価格の決定)</p> <p>4の3 1 法第4条の3第1項の規定に関する用語の意義及び取扱いにつ いては、次による。</p> <p>(1) 「国内販売価格」とは、国内における最初の取引段階における販売に 係る単価に基づいて計算された価格（ただし、法第4条第1項第3号イ からニまでに掲げる物品又は役務を無償で又は値引きをして直接又は間 接に提供した者に対する販売価格及び特殊関係者間の取引に係る販売価 格を除く。）をいうが、この場合において、当該販売が2以上あり、その</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																																							
<p>単価が異なるときは、当該異なる単価ごとの販売に係る数量が最大である販売に係る単価に基づいて計算された価格によることとなっている（令第1条の10第2項）。</p> <p>例</p> <p>イ 販売数量に応じて異なる価格で販売される場合</p> <p>(1回の販売数量)(単価)(販売回数)(各単価での総販売数量)</p> <table> <tbody> <tr> <td>1~10単位</td> <td>100</td> <td>5単位×10回</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3単位×5回 65単位</td> </tr> <tr> <td>11~25単位</td> <td>95</td> <td>11単位×5回 55単位</td> </tr> <tr> <td>26単位以上</td> <td>90</td> <td>30単位×1回 80単位</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>50単位×1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>この場合における「国内販売価格」は、単価90による価格である。</p> <p>ロ 販売が2回に分けて行われる場合</p> <p>(販売) (単価) (販売数量)</p> <table> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>95</td> <td>500単位</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>90</td> <td>400単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>この場合における「国内販売価格」は、単価95による価格である。</p> <p>ハ 種々の価格で種々の数量が販売される場合</p> <p>販売毎の単価及び販売数量</p> <p>(販売) (単価) (販売数量)</p> <table> <tbody> <tr> <td>1回目</td> <td>100</td> <td>40単位</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>90</td> <td>30単位</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>100</td> <td>15単位</td> </tr> <tr> <td>4回目</td> <td>95</td> <td>50単位</td> </tr> <tr> <td>5回目</td> <td>105</td> <td>25単位</td> </tr> <tr> <td>6回目</td> <td>90</td> <td>35単位</td> </tr> <tr> <td>7回目</td> <td>100</td> <td>5単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>単価別の販売数量の合計</p> <p>(単価) (各単価での総販売数量)</p> <table> <tbody> <tr> <td>90</td> <td>65単位</td> </tr> <tr> <td>95</td> <td>50単位</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>60単位</td> </tr> <tr> <td>105</td> <td>25単位</td> </tr> </tbody> </table>	1~10単位	100	5単位×10回			3単位×5回 65単位	11~25単位	95	11単位×5回 55単位	26単位以上	90	30単位×1回 80単位			50単位×1回	1回目	95	500単位	2回目	90	400単位	1回目	100	40単位	2回目	90	30単位	3回目	100	15単位	4回目	95	50単位	5回目	105	25単位	6回目	90	35単位	7回目	100	5単位	90	65単位	95	50単位	100	60単位	105	25単位	<p>単価が異なるときは、当該異なる単価ごとの販売に係る数量が最大である販売に係る単価に基づいて計算された価格によることとなつている（令第1条の10第2項）。</p> <p>例</p> <p>イ (1回の販売単位数)(単価)(販売回数)(各単価での総販売数量)</p> <table> <tbody> <tr> <td>1~10単位</td> <td>100</td> <td>5単位×10回</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3単位×5回 65単位</td> </tr> <tr> <td>11~25単位</td> <td>95</td> <td>11単位×5回 55単位</td> </tr> <tr> <td>26単位以上</td> <td>90</td> <td>30単位×1回 80単位</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>50単位×1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>この場合における「国内販売価格」は、単価90による価格である。</p> <p>ロ (1回の販売単位数)(単価)(販売回数)(各単価での総販売数量)</p> <table> <tbody> <tr> <td>500単位未満</td> <td>95</td> <td>300単位×2回 600単位</td> </tr> <tr> <td>500単位以上</td> <td>90</td> <td>550単位×1回 550単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>この場合における「国内販売価格」は、単価95による価格である。</p>	1~10単位	100	5単位×10回			3単位×5回 65単位	11~25単位	95	11単位×5回 55単位	26単位以上	90	30単位×1回 80単位			50単位×1回	500単位未満	95	300単位×2回 600単位	500単位以上	90	550単位×1回 550単位
1~10単位	100	5単位×10回																																																																						
		3単位×5回 65単位																																																																						
11~25単位	95	11単位×5回 55単位																																																																						
26単位以上	90	30単位×1回 80単位																																																																						
		50単位×1回																																																																						
1回目	95	500単位																																																																						
2回目	90	400単位																																																																						
1回目	100	40単位																																																																						
2回目	90	30単位																																																																						
3回目	100	15単位																																																																						
4回目	95	50単位																																																																						
5回目	105	25単位																																																																						
6回目	90	35単位																																																																						
7回目	100	5単位																																																																						
90	65単位																																																																							
95	50単位																																																																							
100	60単位																																																																							
105	25単位																																																																							
1~10単位	100	5単位×10回																																																																						
		3単位×5回 65単位																																																																						
11~25単位	95	11単位×5回 55単位																																																																						
26単位以上	90	30単位×1回 80単位																																																																						
		50単位×1回																																																																						
500単位未満	95	300単位×2回 600単位																																																																						
500単位以上	90	550単位×1回 550単位																																																																						

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この場合における「国内販売価格」は、単価90による価格である。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 「近接する期間内」とは、「課税物件確定の時の属する日に近接する日」までの期間内をいい、これによることができないときは、「当該課税物件確定の時の属する日後90日以内の最も早い日」までの期間内をいうが（令第1条の10第1項）この場合における「近接する日」とは、おおむね、当該課税物件確定の時の属する日の前後1月以内の日をいうものとし、「最も早い日」とは、当該輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物がこれらの貨物の単価を確定するに足りる数量で国内において販売されるに至った日をいう。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 「手数料又は利潤及び一般経費」に関する具体的取扱いは、次による。</p> <p>イ 「利潤及び一般経費」は、一体のものとして取り扱う。<u>したがって</u>、「利潤」及び「一般経費」は、原則として、通常のものであるかどうかを判断するに<u>当たって</u>、それぞれ別個に取り扱わないものとする。</p> <p>ロ 「利潤及び一般経費」は、輸入者により又は輸入者のために提出された資料により計算するものとする。ただし、当該資料の数値が同類の貨物に係る「通常の利潤及び一般経費」とかい離していると認められるときは、他の適当な資料に基づき計算するものとする。<u>なお</u>、「手数料」についても同様とする。</p> <p>ハ 「手数料」又は「利潤及び一般経費」のうちいずれを控除するかについては、当該貨物に係る商慣習を勘案して判断する。例えば、「手数料」の控除は、通常、当該貨物の販売が手数料上乗せ方式の場合に行われ、「利潤及び一般経費」の控除は、通常、当該貨物の販売が手数料を伴わない場合に行われることに留意する。</p> <p>(6) 法第4条の3第1項第1号を適用する場合における当該輸入貨物の国内販売価格又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格の適用に関する優先順位については、次による。</p> <p>イ 当該輸入貨物の国内販売価格があるときは、当該国内販売価格による。</p> <p>ロ 当該輸入貨物の国内販売価格がないときは、同種の貨物に係る国内販売価格による。</p>	<p>(2) (同左)</p> <p>(3) 「近接する期間内」とは、「課税物件確定の時の属する日に近接する日」までの期間内をいい、これによることができないときは、「当該課税物件確定の時の属する日後90日以内の最も早い日」までの期間内をいうが（令第1条の10第1項）この場合における「近接する日」とは、おおむね、当該課税物件確定の時の属する日の前後1月以内の日をいうものとする。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) 「利潤及び一般経費」に関する具体的取扱いは、次による。</p> <p>イ 「利潤及び一般経費」は、一体のものとして取り扱う。<u>したがって</u>、「利潤」及び「一般経費」は、原則として、通常のものであるかどうかを判断するに<u>当たつて</u>、それぞれ別個に取り扱わないものとする。</p> <p>ロ 「利潤及び一般経費」は、輸入者により又は輸入者のために提出された資料により計算するものとする。ただし、当該資料の数値が同類の貨物に係る「通常の利潤及び一般経費」とかい離していると認められるときは、他の適当な資料に基づき計算するものとする。</p>

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>八 当該輸入貨物の国内販売価格及び同種の貨物に係る国内販売価格がないときは、類似の貨物に係る国内販売価格による。</p> <p>二 当該輸入貨物の輸入者が輸入した同種の貨物の国内販売価格と他の輸入者が輸入した同種の貨物の国内販売価格の双方があるときは、前者が優先し、類似の貨物に係る国内販売価格についても同様である。</p> <p>(7) 法第4条の3第1項第2号((加工後の国内販売価格に基づく課税価格の決定))の規定は、輸入者の要請がある場合に限り適用するが、同号の規定は、新たな加工が施されたため輸入貨物の同一性が失われた場合には、原則として、適用することができない。もつとも、同一性が失われた輸入貨物についても、新たな加工により付加された価額を過大な困難を伴うことなく正確に決定することができる場合がある。他方、輸入貨物の同一性が維持されている場合において、輸入国において販売される貨物に当該輸入貨物が微細な要素として組み込まれているにすぎないため同号に定める課税価格の計算方法を用いることが適当でない場合がある。したがって、個々の事例についてそれぞれの事情を勘案するものとする。</p>	
(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)	
4の4 1 法第4条の4((特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))の規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合には、令第1条の11第1号又は第2号((特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))の規定によることとなつてはいるが、同条第2号に規定する「税関長が定める方法」は、次に掲げる方法とする。なお、これらの方法の適用順序は、前記4~4の8 1(1)に定めるところに準ずるものとする。	(6) 法第4条の3第1項第2号((加工後の国内販売価格に基づく課税価格の決定))の規定は、輸入者の要請がある場合に限り適用するが、同号の規定は、新たな加工が施されたため輸入貨物の同一性が失われた場合には、原則として、適用することができない。もつとも、同一性が失われた輸入貨物についても、新たな加工により付加された価額を過大な困難を伴うことなく正確に決定することができる場合がある。他方、輸入貨物の同一性が維持されている場合において、輸入国において販売される貨物に当該輸入貨物が微細な要素として組み込まれているにすぎないため同号に定める課税価格の決定方法を用いることが適当でない場合がある。したがつて、個々の事例についてそれぞれの事情を勘案するものとする。
(1) 法第4条に規定する方法を弾力的に適用して課税価格を計算する方法例	(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)
修理委託契約により外国において修理された後に輸入される貨物について、修理代を対価として当該貨物の売買が委託者（買手）と受託者（売手）との間で行われたものとみなし、修理のために委託者（買手）から受託者（売手）に提供された貨物を「当該輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当するものと解釈して、課税価格を計算する方法	4の4 1 法第4条の4((特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))の規定により輸入貨物の課税価格を決定する場合には、令第1条の11第1号又は第2号((特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))の規定によることとなつてはいるが、同条第2号に規定する「税関長が定める方法」は、次に掲げる方法とする。
(2) 法第4条の2に規定する方法を弾力的に適用して課税価格を計算する	

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>方法</u></p> <p><u>例</u></p> <p>イ 「これに近接する日」を弾力的に解釈して、課税価格を計算する方法</p> <p>口 輸入貨物の生産国以外の国で生産された当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る取引価格に基づいて課税価格を計算する方法</p> <p>ハ 法第4条の3第1項又は第2項の規定により計算された同種又は類似の貨物の課税価格に基づいて輸入貨物の課税価格を計算する方法</p> <p>(3) 法第4条の3第1項に規定する方法を弾力的に適用して課税価格を計算する方法</p> <p><u>例</u></p> <p>イ 「性質及び形状」を弾力的に解釈して、課税価格を計算する方法</p> <p>口 「これに近接する期間内」を弾力的に解釈して、課税価格を計算する方法</p> <p>(4) 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条及び1994年の関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第7条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）の規定に適合する方法として税関長が適当と認める課税価格の決定方法</p> <p>（注）次に掲げる方法は関税評価協定第7条2において禁じられている。</p> <p>イ 本邦において生産された貨物の本邦における販売価格に基づいて課税価格を計算する方法</p> <p>口 特定の2の価格のうちいずれか大きい方の価格を課税価格とする方法</p> <p>ハ 輸出国の国内市場における貨物の価格に基づいて課税価格を計算する方法</p> <p>二 同種の貨物又は類似の貨物について法第4条の3第2項の規定により計算された積算価格以外の積算価格に基づいて課税価格を計算する方法</p> <p>ホ 本邦以外の国への輸出のために販売された貨物の価格に基づいて課税価格を計算する方法</p>	<p>(1) 法第4条の2に規定する「又はこれに近接する日」又は法第4条の3第1項に規定する「又はこれに近接する期間内」を弾力的に解釈して、これらの条項の規定に準じて課税価格を決定する方法</p> <p>(2) 輸入貨物の輸出国以外の国で生産された当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る取引価格に基づき課税価格を決定する方法</p> <p>(3) 法第4条の3第1項又は第2項の規定により決定された同種又は類似の貨物の課税価格に基づき輸入貨物の課税価格を決定する方法</p> <p>(4) 法第4条の3第1項に規定する「性質及び形状」を弾力的に解釈して、同項の規定に準じて課税価格を決定する方法</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までに掲げる方法によることができない場合には、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条及び1994年の関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第7条の実施に関する協定の規定に適合する方法として税関長が適当と認める課税価格の決定方法</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>△ <u>最低課税価格による方法</u></p> <p>△ <u>恣意的な又は架空の価格に基づいて課税価格を計算する方法</u></p> <p>（LME 指定倉庫から引き取られるアルミ地金の課税価格の決定）</p> <p>4 の 4 2 LME (ロンドン金属取引所) 指定倉庫から引き取られるアルミ地金の課税価格の<u>計算</u>については、次による。</p> <p>(1) 我が国の LME 指定倉庫から引き取られる輸入アルミ地金の課税価格の<u>計算に当たって</u>、当該アルミ地金を海外から我が国の LME 指定倉庫に搬入することとなつた輸入取引価格が明らかでないこと及び当該アルミ地金の販売価格が LME 相場により絶えず変動すること等のため、法第 4 条第 1 項((課税価格の決定の原則))、第 4 条の 2((同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定))、第 4 条の 3 第 1 項((国内販売価格に基づく課税価格の決定))及び同条第 2 項((製造原価に基づく課税価格の決定))の規定に基づく評価方法において課税価格を計算することができない場合には、法第 4 条の 4((特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))の規定を適用し、LME 価格を指標とする取引に基づいて国内に引き取られる当該アルミ地金のインボイス価格を課税価格とする。</p> <p>(2) この場合において、当該アルミ地金に係る納税申告に際しては、原則として、次に掲げるすべての書類の提出又は提示を行わせ、課税価格を<u>計算するものとする</u>。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p><u>（当事者間で合意された外国為替相場の取扱い）</u></p> <p>4 の 7 2 取引の当事者の間において、当該取引に係る仕入書等に表示されている価格を、当該当事者間で合意された外国為替相場により、その表示において用いられている通貨とは異なる通貨に換算し、当該通貨により支払うことが取り決められている場合で、当該通貨により現実に支払が行われるときは、当該通貨による価格に基づいて課税価格を計算する。具体的取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 外国通貨により表示されている価格が当事者間で合意された外国為替相場により本邦通貨に換算され、本邦通貨により現実に支払われる場合は、当該本邦通貨による価格に基づいて課税価格を計算する。</p> <p>例</p>	

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（仕入書価格）（当事者間で合意された外国為替相場）（支払価格） $10,000$ 米ドル 1 米ドル = 120 円 $1,200,000$ 円 この場合、課税価格の計算に際し、法第4条の7第2項の規定により財務省令で定める外国為替相場による本邦通貨への換算は要しない。</p>	
<p>（2）外国通貨により表示されている価格が当事者間で合意された外国為替相場により第三国通貨に換算され、当該第三国通貨により現実に支払われる場合は、当該第三国通貨による価格に基づいて課税価格を計算する。</p> <p>例</p>	
<p>（仕入書価格）（当事者間で合意された外国為替相場）（支払価格） $10,000$ 米ドル 1 米ドル = 0.75 ユーロ $7,500$ ユーロ この場合、課税価格の計算に際し、$7,500$ ユーロを法第4条の7第2項の規定により財務省令で定める外国為替相場により本邦通貨へ換算する。</p>	
<p>（3）本邦通貨により表示されている価格が当事者間で合意された外国為替相場により外国通貨に換算され、当該外国通貨により現実に支払われる場合は、当該外国通貨による価格に基づいて課税価格を計算する。</p> <p>例</p>	
<p>（仕入書価格）（当事者間で合意された外国為替相場）（支払価格） $1,000,000$ 円 100 円 = 0.85 米ドル $8,500$ 米ドル この場合、課税価格の計算に際し、$8,500$ 米ドルを法第4条の7第2項の規定により財務省令で定める外国為替相場により本邦通貨へ換算する。</p>	